

平成 16 年度 大台ヶ原ニホンジカ保護管理検討会設置要領

(名称)

1. 本会は、「大台ヶ原ニホンジカ保護管理検討会」（以下「検討会」という）と称する。

(目的)

2. 本検討会は、大台ヶ原及びその周辺地域におけるニホンジカの適正な保護管理について検討し、環境省近畿地区自然保護事務所が自ら行う「大台ヶ原ニホンジカ保護管理計画」の適正な推進およびモニタリング調査等を検討することを目的とする。

(検討事項)

3. 検討会においては、次の事項を検討する。
 - (1) ニホンジカの保護管理に関する事項
 - (2) ニホンジカの個体数（密度）の調整に関する事項
 - (3) モニタリング調査及び調査研究に関する事項
 - (4) ニホンジカ保護管理事業の実施体制に関する事項
 - (5) その他目的を達するために必要な事項

(検討会の構成)

4. 検討会は、学識経験者、関係行政機関及び関係団体のうちから、環境省近畿地区自然保護事務所と協議の上、財団法人自然環境研究センター理事長（以下「理事長」）が依頼する委員をもって構成する。
5. 理事長は、必要と認める場合は検討委員に委員以外の学識経験者、関係行政機関、関係団体の参画を求めることができる。

(座長)

6. 検討会に座長を置き、委員の中から互選によりこれを決定する。座長は検討会の議長を努めるとともに、会務を統括する。

(作業部会)

7. 検討会に、事項毎に集中した検討を行う作業部会を置くことができる。

(検討会の運営)

8. 検討会の運営・事務は、財団法人自然環境研究センターが行う。

(情報公開)

9. 検討会は公開で行う。ただし、プライバシーの保護等の慎重な取り扱いを必要とする情報については、非公開とする。

(任期)

10. 委員の任期は平成 17 年 3 月 31 日までとする。

(附則)

11. この規約は平成 16 年 11 月 1 日から施行する。